

(仮称) セントラルパーク整備事業
環境影響評価書

平成 31 年 3 月

さいたま市

本書に掲載した地図のうち、2万5千分の1、3万分の1、5万分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1432号)

(仮称)セントラルパーク整備事業 環境影響評価書

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称及び所在地	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称及び種類	2-1
2.1.1 都市計画対象事業の名称及び種類	2-1
2.1.2 都市計画対象事業の種類	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的	2-2
2.2.1 (仮称)セントラルパーク整備の目的	2-2
2.2.2 (仮称)セントラルパークの役割	2-2
2.2.3 (仮称)セントラルパーク次期整備地区	2-5
2.2.4 (仮称)セントラルパーク整備の経緯	2-7
2.3 都市計画対象事業の実施区域	2-8
2.4 都市計画対象事業の規模	2-8
2.5 都市計画対象事業の実施期間	2-8
2.6 都市計画対象事業の実施方法	2-13
2.6.1 平面計画	2-13
2.6.2 造成計画	2-14
2.6.3 排水計画	2-16
2.6.4 緑地計画	2-17
2.6.5 建築施設計画	2-21
2.6.6 工事計画	2-23
2.6.7 防災計画	2-25
2.6.8 管理運営計画	2-26
第3章 地域特性	3-1
3.1 社会的状況	3-1
3.2 自然的状況	3-19
第4章 環境に影響を及ぼす地域	4-1
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
4.2 関係地域	4-1
第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	5-1
第6章 調査計画書についての市長の意見	6-1

第7章	第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	7-1
7.1	環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	7-1
7.2	市長の意見と事業者の見解	7-1
第8章	環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1
8.1	調査項目	8-1
8.1.1	環境影響評価要因の把握	8-1
8.1.2	環境影響評価項目の選定	8-1
8.1.3	環境影響評価項目の選定理由	8-3
8.2	調査、予測内容等	8-9
第9章	第8章の選定についての市長の技術的助言の内容	9-1
第10章	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	10.1-1
10.1	大気質	10.1-1
10.1.1	調査	10.1-1
10.1.2	予測	10.1-14
10.1.3	評価	10.1-45
10.2	騒音・低周波音	10.2-1
10.2.1	調査	10.2-1
10.2.2	予測	10.2-11
10.2.3	評価	10.2-25
10.3	振動	10.3-1
10.3.1	調査	10.3-1
10.3.2	予測	10.3-5
10.3.3	評価	10.3-13
10.4	水質	10.4-1
10.4.1	調査	10.4-1
10.4.2	予測	10.4-10
10.4.3	評価	10.4-16
10.5	水象	10-5-1
10.5.1	調査	10.5-1
10.5.2	予測	10.5-5
10.5.3	評価	10.5-8

10.6 地象	10.6-1
10.6.1 調査	10.6-1
10.6.2 予測	10.6-6
10.6.3 評価	10.6-8
10.7 動物	10.7-1
10.7.1 調査	10.7-1
10.7.2 予測	10.7-34
10.7.3 評価	10.7-39
10.8 植物	10.8-1
10.8.1 調査	10.8-1
10.8.2 予測	10.8-22
10.8.3 評価	10.8-26
10.9 生態系	10-9-1
10.9.1 調査	10.9-1
10.9.2 予測	10.9-10
10.9.3 評価	10.9-14
10.10 景観	10.10-1
10.10.1 調査	10.10-1
10.10.2 予測	10.10-12
10.10.3 評価	10.10-18
10.11 自然とのふれあいの場	10-11-1
10.11.1 調査	10.11-1
10.11.2 予測	10.11-13
10.11.3 評価	10.11-15
10.12 廃棄物等	10.12-1
10.12.1 調査	10.12-1
10.12.2 予測	10.12-6
10.12.3 評価	10.12-10
10.13 温室効果ガス等	10.13-1
10.13.1 予測	10.13-1
10.13.2 評価	10.13-6
10.14 コミュニティ	10.14-1
10.14.1 調査	10.14-1
10.14.2 予測	10.14-8
10.14.3 評価	10.14-10

10.15 地域交通	10.15-1
10.15.1 調査	10.15-1
10.15.2 予測	10.15-15
10.15.3 評価	10.15-19
第11章 環境の保全のための措置	11-1
11.1 予測・評価に際して講じることとした環境の保全のための措置	11-1
11.1.1 環境の保全のための措置の検討	11-1
11.1.2 環境の保全のための措置	11-1
11.2 代償措置の実施計画	11-6
第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	12-1
第13章 事後調査の計画	13-1
13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	13-1
13.1.1 事後調査項目の選定	13-1
13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由	13-1
13.2 事後調査方法等	13-3
13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	13-24
13.4 事後調査の実施体制	13-24
13.4.1 事後調査書の提出時期	13-24
13.4.2 事後調査を実施する主体	13-24
第14章 環境影響評価の受託者の氏名及び住所	14-1
第15章 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	15-1
第16章 準備書についての市長の意見	16-1
第17章 第15章及び第16章の意見についての事業者の見解	17-1
17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	17-1
17.2 市長の意見と事業者の見解	17-1

第 1 章 都市計画決定権者の名称及び所在地

第 1 章 都市計画決定権者の名称及び所在地

都市計画決定権者の名称：さいたま市（さいたま市長 清水 勇人）

主たる事務所の所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

2.1.1 都市計画対象事業の名称

(仮称)セントラルパーク整備事業 (以下「本事業」という。)

2.1.2 都市計画対象事業の種類

都市計画対象事業の種類：公園の建設

(さいたま市環境影響評価条例施行規則 別表第1 第12号の項 第1号

都市公園法 第2条 第1項に規定する公園の建設)

都市計画対象事業の該当地域：B 地域^{注1}

自然環境への配慮が特に求められる地域に近接または隣接している区域

^{注1} 地域の特性に応じて秩序ある開発を誘導するために、建設に係る既成制度と環境を重視するさいたま市環境影響評価条例とが連携して、適正に開発を誘導していくことが重要であることから、さいたま市においては以下の4つの地域に分類している。

A 地域(生活環境に配慮が求められる地域)：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域

B 地域(A 地域、C 地域の緩衝的な地域)：自然環境への配慮が特に求められる地域に近接または隣接している区域

C 地域(自然環境に配慮が求められる地域)：自然環境が豊かで、それに対する配慮が特に求められており、市街化や開発が厳しく規制されている地域

特別の地域(市街化を特に優先すべき地域)：一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

2.2 都市計画対象事業の目的

2.2.1 (仮称)セントラルパーク整備の目的

さいたま市(以下「本市」という。)では、「見沼田圃の保全・活用・創造」を主要施策のひとつに位置付け、その実現に向けて「さいたま市見沼田圃基本計画」をはじめとする市の計画に掲げる施策を推進している。

本事業についても、その施策のひとつに位置付けられており、見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生生物の保護に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成を目指すと同時に、大規模災害時には、さいたま新都心周辺の広域防災・医療拠点を補完するオープンスペースを確保することを目的に整備するものである。

2.2.2 (仮称)セントラルパークの役割

1)見沼田圃の保全・活用・創出を先導する

(仮称)セントラルパークは、見沼田圃の保全・活用・創造を図る核となる事業である。また、具体的モデル地区として、見沼田圃全域約 1,260ha の段階的保全・整備を先導するとともに、エコロジカルネットワークを意図した水と緑のネットワーク形成(図 2.2-1)を図る核として、それを先導するものである。

(1)見沼田圃の広域的な水と緑のネットワーク形成の起点となる

(仮称)セントラルパークは、宅地化・荒れ地化などにより緑地の断片化が進む見沼田圃において、その一体的な保全・活用・創造にむけた緑地の保全・回復、新たな緑地の創造、緑地間の連携の強化など、エコロジカルネットワークを意図した水と緑のネットワーク形成のモデル地区であり、それらを束ねる核としていくものである。

(2)緑地として回復と質の向上を図る

(仮称)セントラルパークは、見沼田圃全体の環境改善に先導的に取り組む場とする。具体的には、荒れ地化の進行、湿性環境の減少や水辺環境の悪化、斜面林の減少などが進んでいる地区において、見沼田圃の原風景である田園景観の保全、自然環境の復元、生物多様性の増大、水田・用水・河川・斜面林などの一体的な保全・回復を図る。

(3)市街地における防災拠点を形成する

(仮称)セントラルパークの計画地である新都心東エリアは、見沼田圃の中でも特に市街地に隣接した地区であり、治水能力の保持・向上、市街地を分断する延焼遮断帯の形成、既存の防災センターや病院などと連携した防災拠点の形成を図る。

2) 見沼田圃と市民をつなぐ

(仮称)セントラルパークは、平成13年5月の浦和・大宮・与野の3市合併記念のシンボル事業として整備されるものである。本市のシンボルとして、また100万市民の心をつなぐ市民融和の象徴として集い交流する場、積極的に関わる場を提供していく。

(1) 市民交流・市民協働の場となる

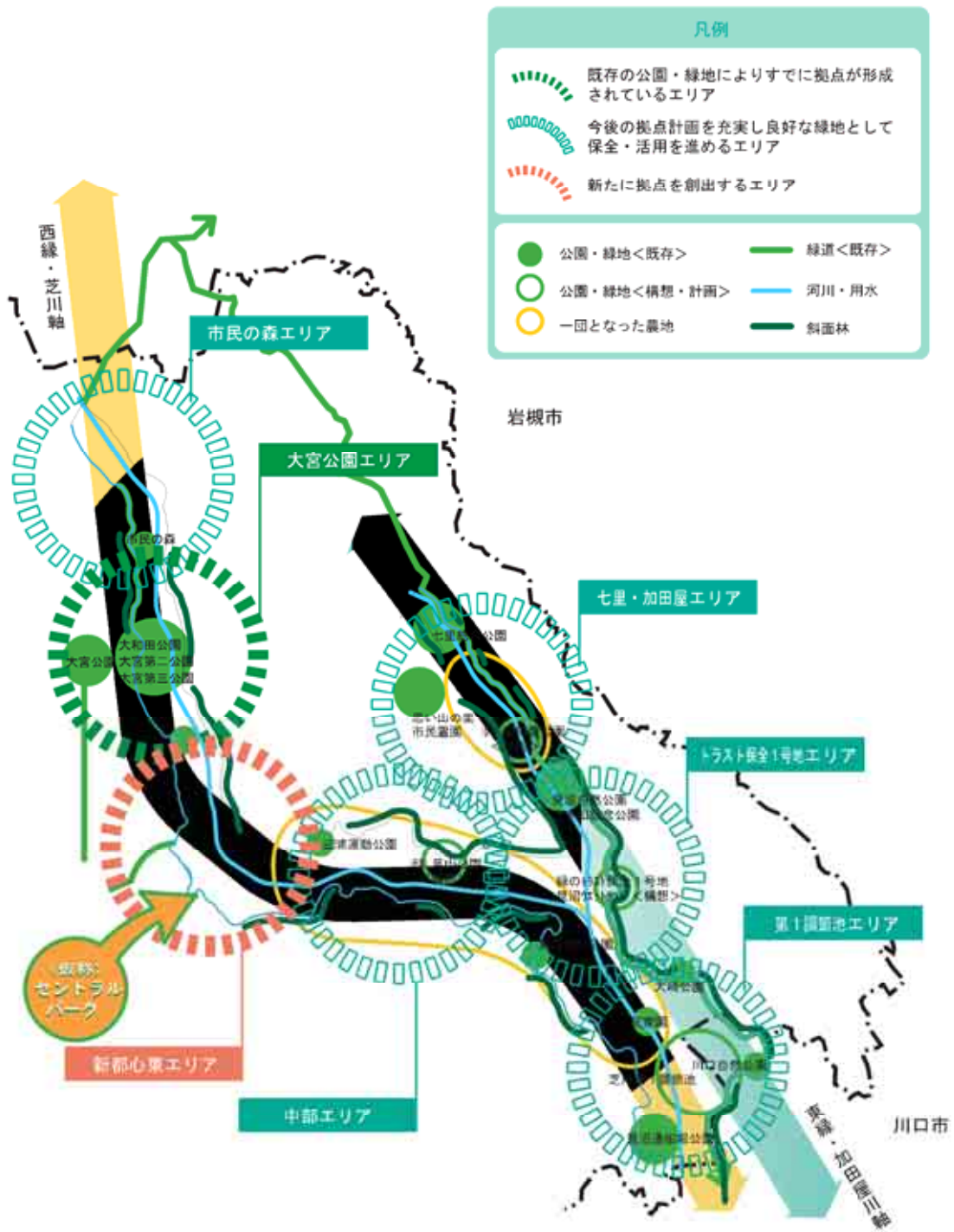
(仮称)セントラルパークは3市合併を記念する事業であり、100万市民が集い交流する市民融和のシンボルとなる拠点として整備するものである。また、公園づくりからその後の管理・運営などにおける積極的な市民参画プログラムを実践し、エコロジカルネットワークを意図した保全・活用・創造の取り組みを見沼田圃全域へ進めていく拠点として形成を進める。

(2) 見沼農業と市民との出会いを演出する

見沼田圃は江戸時代から続く歴史的価値の高い農地があり、水田・湿地・畑・見沼代用水・河川・斜面林といった田園景観、農業をとりまく文化・歴史が残る本市の原風景である。(仮称)セントラルパークでは、見沼田圃全体におけるこうした動きの中で、農業にまつわる見沼の歴史・文化を後世に伝え生かしていくため、農業を通じた市民交流や見沼農業の情報発信拠点として、市民と見沼農業との出会いの場を提供する。

(3) 市民の心身の健康を支える場を提供する

(仮称)セントラルパークは、都市近郊の広大なオープンスペースともいえる見沼田圃の中で、グラウンドや公園・緑地、緑道やサイクリングロードなどの既存の施設との連携を図りながら、市民の心身の健康を支える日常的なスポーツやレクリエーションの拠点として、市民スポーツの場、自然とのふれあいの場、散策やサイクリングの場、広場やせせらぎなど身近な憩いの場を整備する。



出典：「見沼新時代」見沼田園の将来像とセントラルパーク構想に関する提言(平成 15 年、見沼グリーンプロジェクト研究会)

図 2.2-1 水と緑のネットワーク

2.2.3 (仮称)セントラルパーク次期整備地区

(仮称)セントラルパークの計画区域は、「セントラルパーク基本構想」での(仮称)セントラルパーク候補地を踏まえ、先行整備地区(合併記念見沼公園として開設している地区、約3.9ha)、次期整備地区(約12.2ha)、基本計画地区(先行整備地区と次期整備地区を合わせ、総合公園としての計画づくりを行う地区、約16.1ha)、展開候補地区(将来像と当面の事業推進の方向を検討していく地区、約49.0ha)に区分される。本事業は、このうちの次期整備地区の整備を行うものである。



図 2.2-2 (仮称)セントラルパークの計画区域等の位置

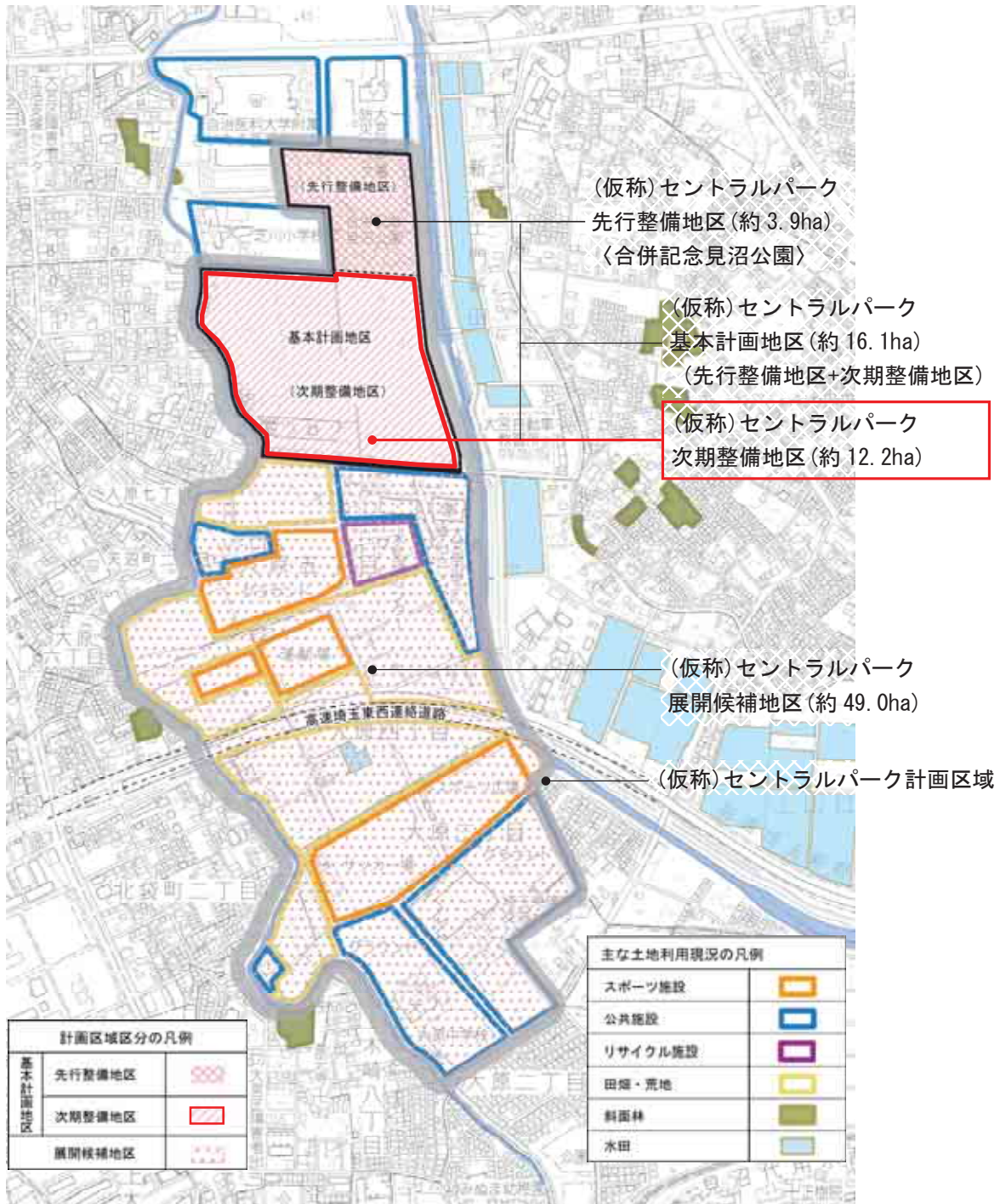


図 2.2-3 (仮称)セントラルパーク計画区域及び区分

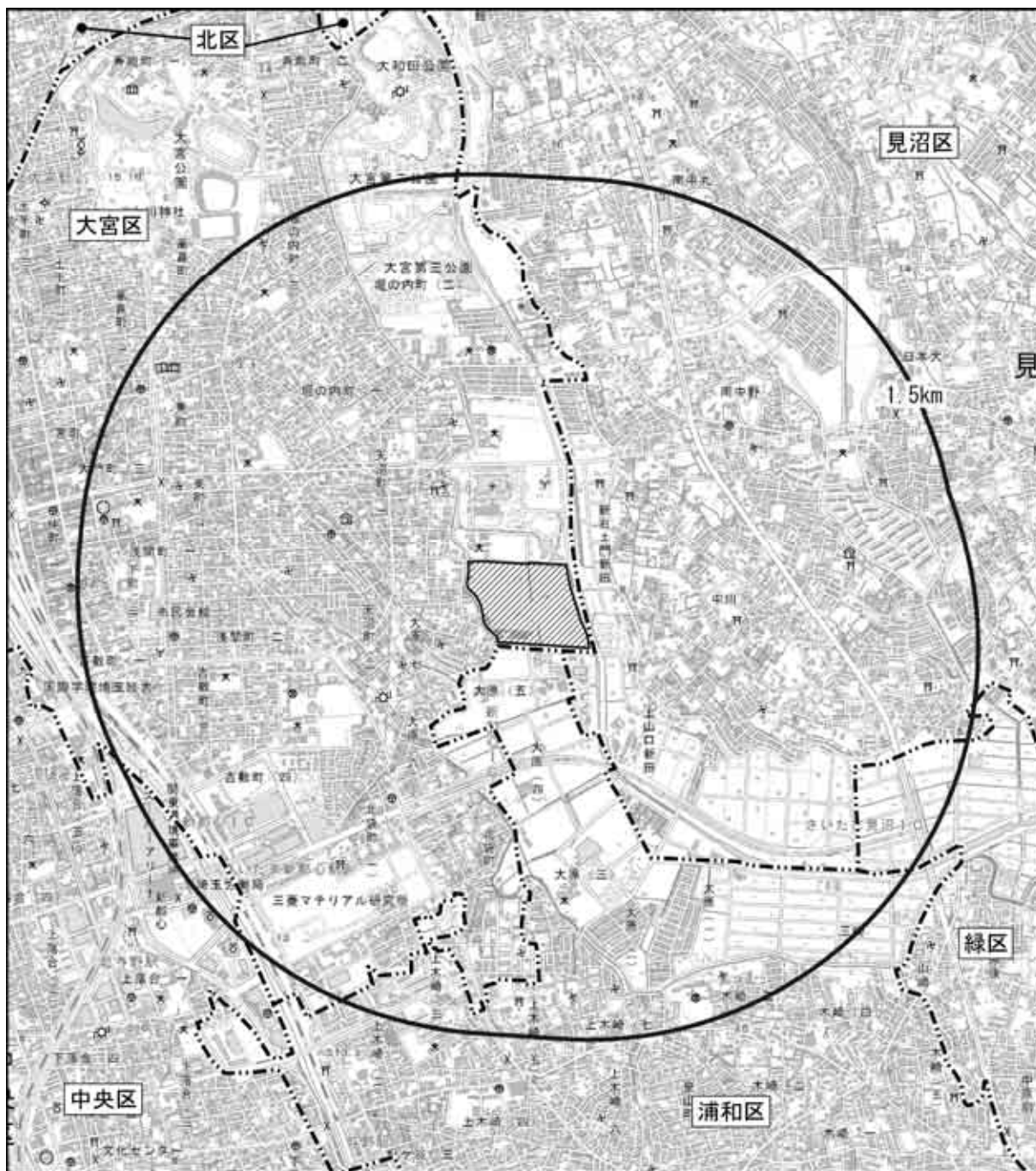
2.2.4 (仮称)セントラルパーク整備の経緯

平成13年11月、学識経験者、農業関係団体等、見沼田圃の保全・活用・創造に資する活動を行っている団体で構成された「見沼グリーンプロジェクト研究会」が発足し、計6回の研究会を経て、見沼田圃の将来像及びセントラルパーク基本構想に関する提言書「見沼新時代へ」をとりまとめ、平成15年3月にさいたま市長へ提出した。




本市では、この提言書を踏まえた基本計画を策定し、先行整備地区を合併記念見沼公園として開設した。また、基本計画策定以降、(仮称)セントラルパークを取り巻く環境、求められる機能や役割の変化に伴う基本計画の改訂を経て、次期整備地区の整備に向けて、環境影響評価の手続きを開始した。

表 2.2-1 (仮称)セントラルパーク整備の経緯

年月	内容
平成13年11月	見沼グリーンプロジェクト研究会が発足
平成15年3月	見沼グリーンプロジェクト研究会が、見沼田圃の将来像及びセントラルパーク基本構想について「見沼新時代へ」にとりまとめ、さいたま市長へ提出
平成16年3月	(仮称)セントラルパーク基本計画を策定
平成19年11月	先行整備地区を合併記念見沼公園として開設
平成27年3月	(仮称)セントラルパーク基本計画を改定
平成28年11月	次期整備地区の環境影響評価の手続きを開始



凡 例

-  事業実施区域
-  区界
-  環境に影響を及ぼす地域



1:25,000

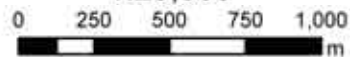
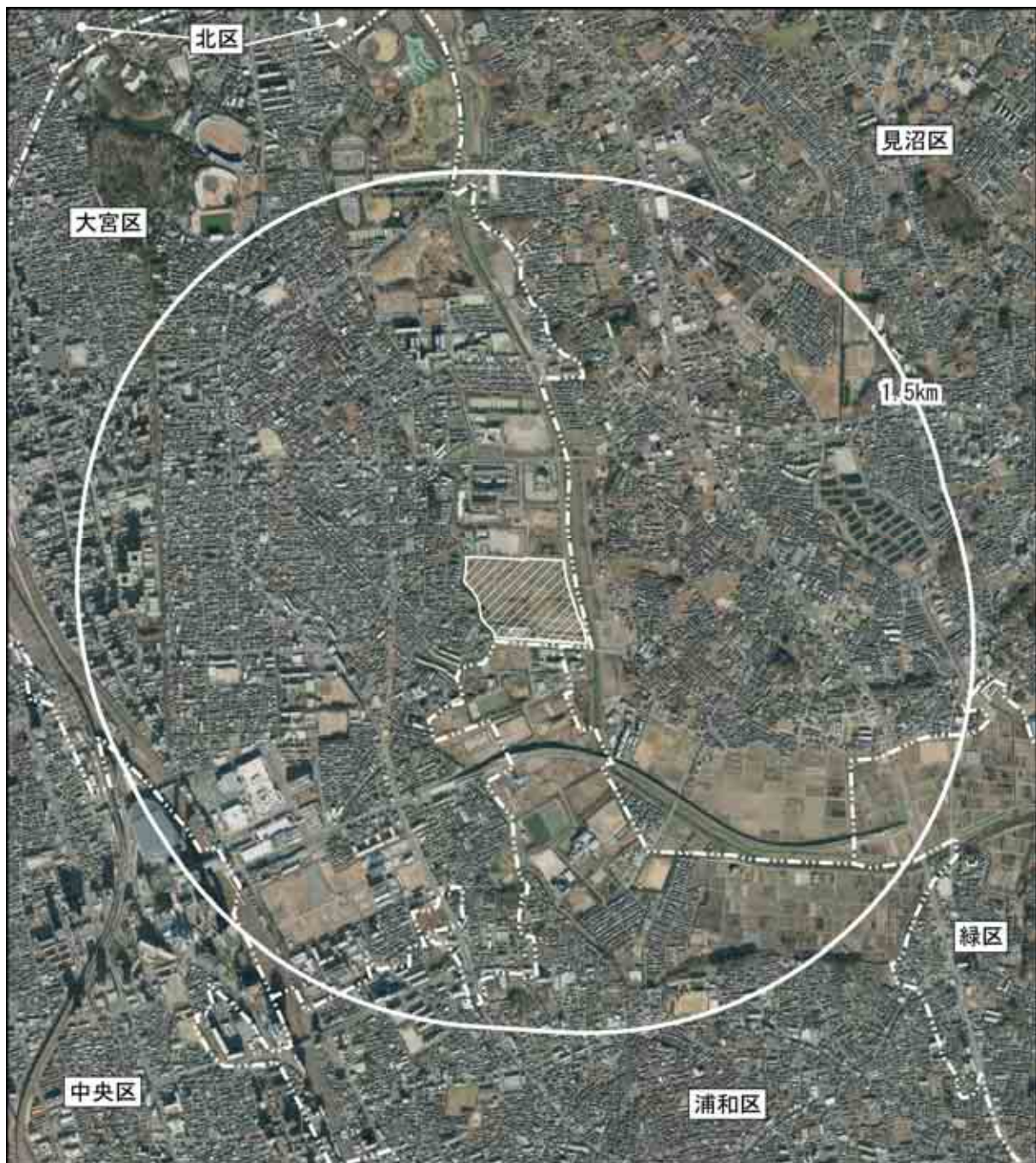





図 2.3-1
事業実施区域の位置及び
環境に影響を及ぼす地域



凡 例

-  事業実施区域
-  区界
-  環境に影響を及ぼす地域





1:25,000

0 250 500 750 1,000
m

図 2.3-2
事業実施区域の位置及び
環境に影響を及ぼす地域
(航空写真)



凡 例

-  事業実施区域
-  区界



1:10,000

0 100 200 300 400 m

図 2.3-4
事業実施区域の現況
(航空写真)

2.6 都市計画対象事業の実施方法

本事業の実施方法について以降に示す。

2.6.1 平面計画

本事業の平面計画は図 2.6-1 に示すとおりである。



図 2.6-1 計画平面図

2.6.2 造成計画

本事業の造成計画については、切土・盛土の土量は表 2.6-1、造成計画平面は図 2.6-2、造成計画断面は図 2.6-3 に示すとおりである。

表 2.6-1 切土・盛土の土量

区分	種別	土量(m ³)
切土	見沼の池(池除く)	3,869
	見沼の池(サンクチュアリ)	13,955
	駐車場	2,454
	合計	20,278
盛土	駐車場	1,362
	多目的広場(臨時駐車場)	5,827
	パークプロムナード(北側)	1,681
	パークプロムナード(南側)	1,405
	ビジターセンター周辺	1,832
	展望広場	879
	合計	12,986

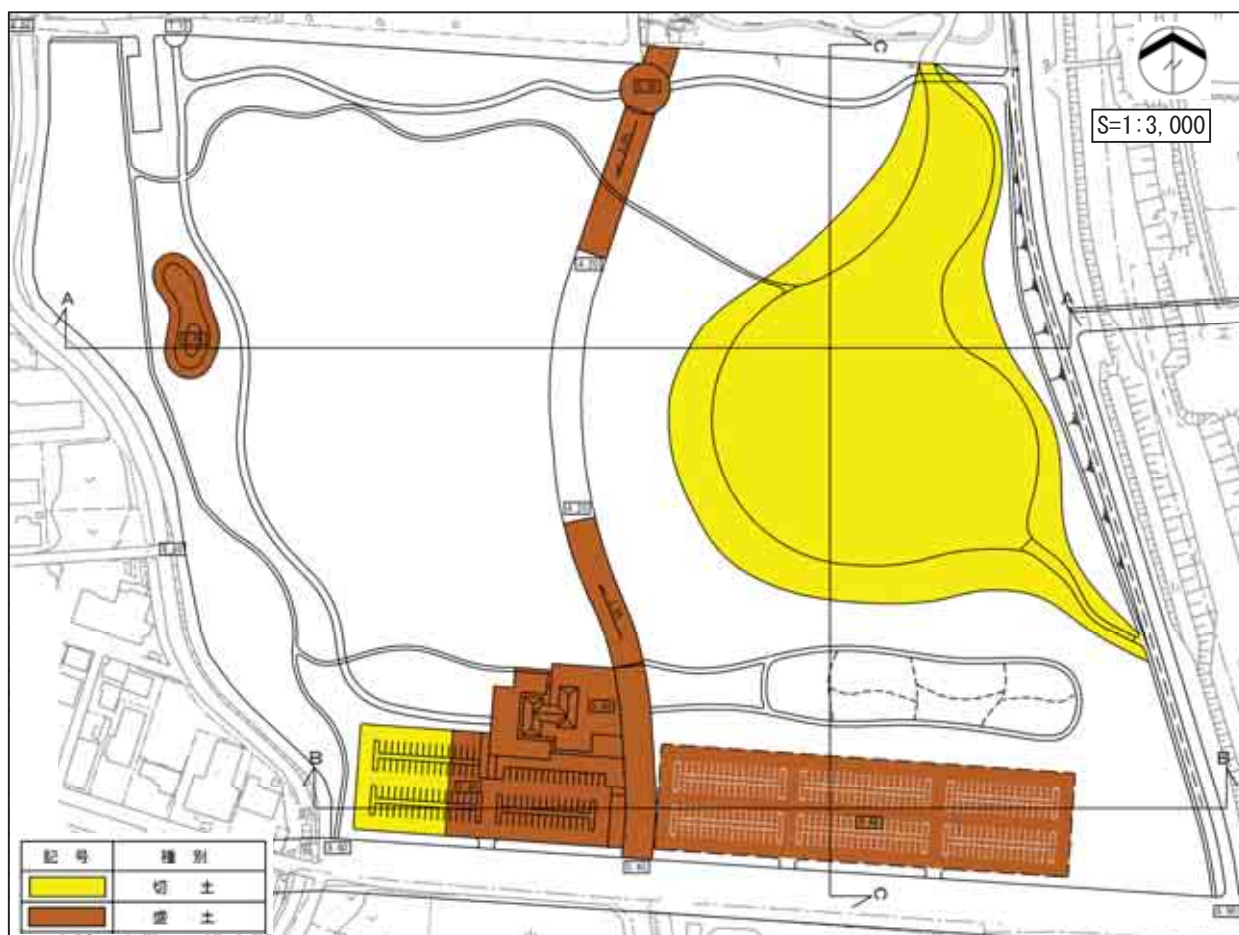


図 2.6-2 造成計画平面図

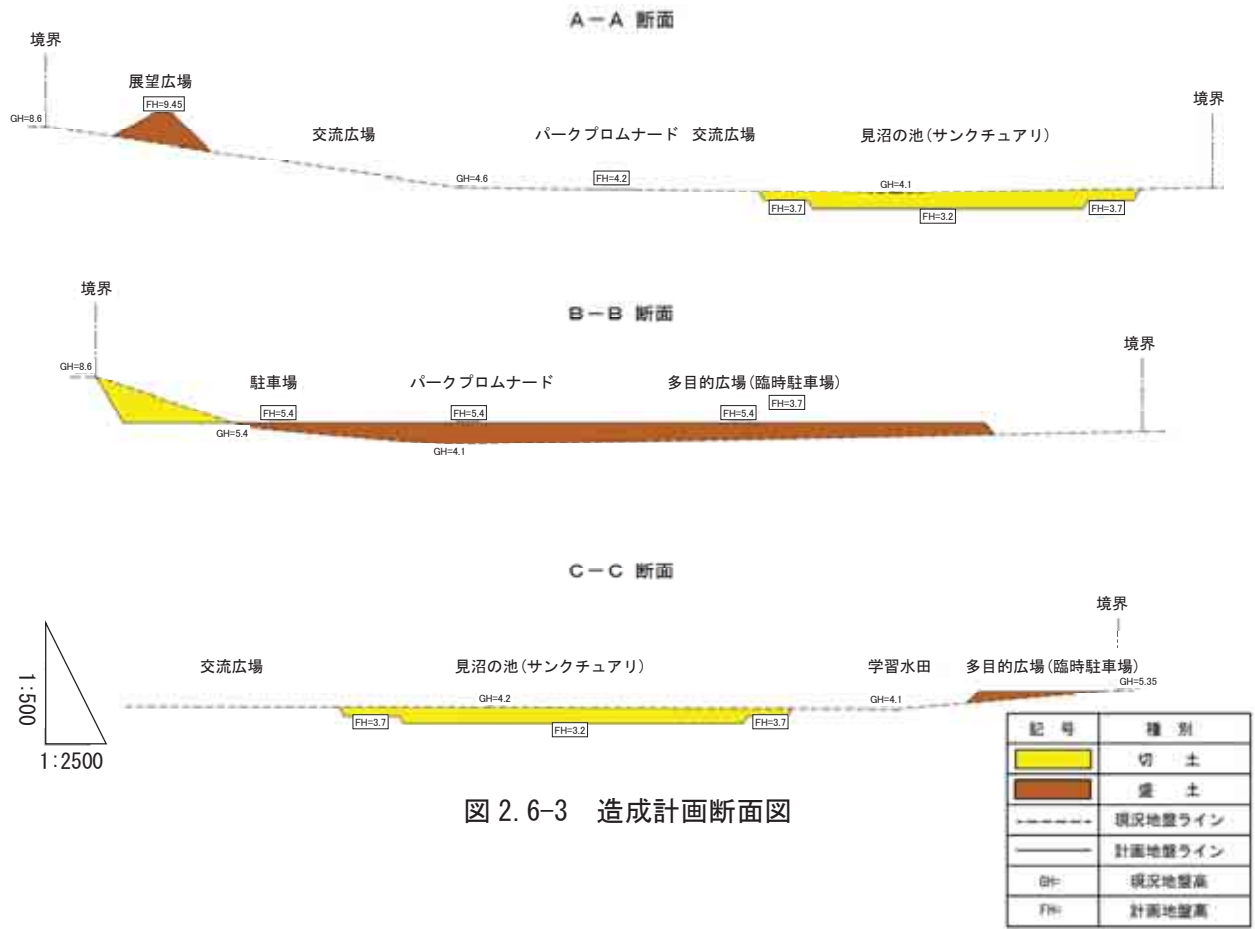


図 2.6-3 造成計画断面図

2.6.3 排水計画

本事業の排水計画図は図 2.6-4 に示すとおりである。

排水については、見沼の池が雨水調整池として機能するため、駐車場等の表面排水と地下排水を管渠で見沼の池へ導くほか、交流広場の表面排水をパークプロムナード及び浸透側溝で受けて管渠で見沼の池へ導く計画である。見沼の池からは芝川へ放流する計画である。

また、見沼の池は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き」(平成 19 年 4 月、埼玉県県土整備部河川砂防課)に基づき、事業実施区域における必要調整池容量として 12,145m³以上を確保する計画である。

区分	記号	種別	面積 (m ²)
調整池		兼用調整池 (見沼の池)	13,906
駐車場等		表面排水+地下排水 エリア	
排水施設		浸透側溝	
		管渠	



図 2.6-4 排水計画図

2.6.4 緑地計画

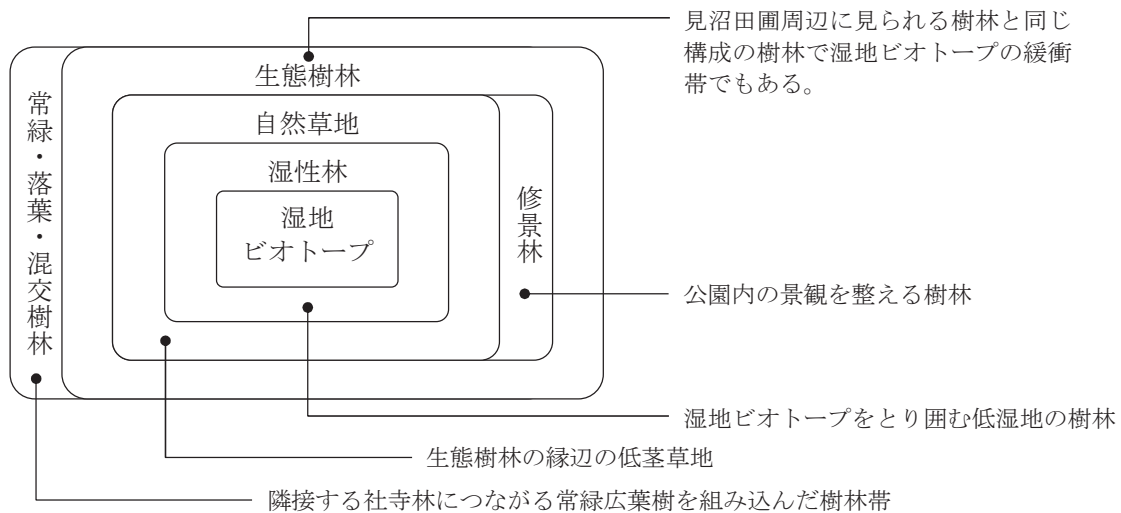
1) 緑地計画の考え方

緑地計画の考え方は以下のとおりである。

- ① 見沼田圃の南北の水域のネットワーク維持や二次谷戸の小水系を再生するために、見沼代用水を活用した小水路や湿地、池のビオトープ整備を行い、多様な水生生物やトンボ類等の生息を可能とする。
- ② 芝川の東側と見沼代用水の西側の斜面林をつなぐネットワークを形成するために、東西方向に連続した樹林地を整備し、昆虫や鳥類の生息地や移動経路となるようにしていく。
- ③ 低湿地や水辺のビオトープ整備とともに、ヤナギ林やハンノキ林の湿性林を創出し、ミドリシジミ等の生息を可能とする。
- ④ 樹林地の縁辺部に自然草地を創出し、ギンイチョモンジセセリ等の生息を可能とする。

2) 緑地のゾーニング

基本計画地区での緑地ゾーニングにあたっての基本的な構成概念は下図のとおりである。



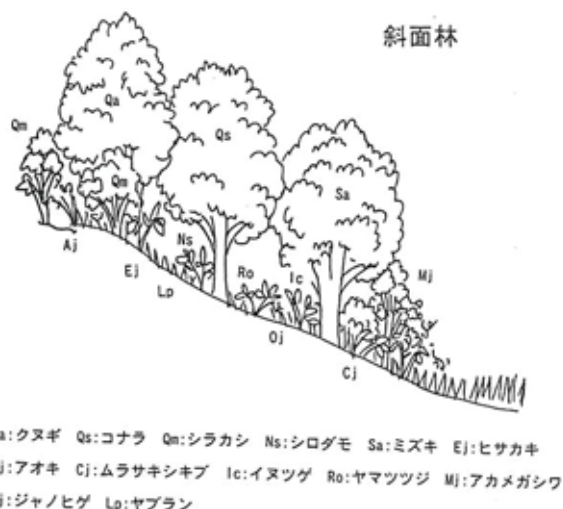
- ・次期整備地区の外周部(西側、東側、北西側)は、公園の外周植栽としてバッファ機能を主体とした生態樹林を形成する。
- ・区域の西側の見沼代用水に沿ったエリアについては、シラカシ・クヌギ・コナラを主体とした常緑落葉混交林を形成する。
- ・見沼の池(サンクチュアリ)の水辺空間は、野鳥(水鳥)の生息に配慮して湿性植物を主体とした植生とし、その周囲は湿性林(ヤナギ・ハンノキ林)を形成する。
- ・駐車場と一体的な整備を図る緑地は、修景機能を主体とした樹林とする。

3) 植栽本数と植栽候補種

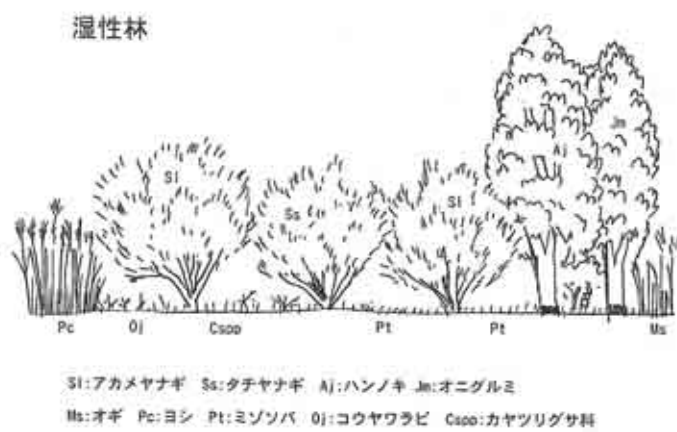
植栽本数と植栽候補種は表 2.6-2 に示すとおりである。

- ・対象区域の樹林地は、見沼田圃周囲の斜面緑地の連続性の補強、自然のネットワークの強化を図ることを目的とする。したがって、区域の立地条件に適し既存の自然環境とも調和する在来種を用いた植栽を基本とする。在来種を用いた樹林地の形成は、地域における自然環境の安定化につながるとともに、周辺地域で生息する野鳥類、昆虫類、水生動物類等の野生生物の生息地として適した空間の創出につなげることができる。
- ・植栽候補種は、下図の在来種をもとに選定する。

●見沼田圃周辺で見られる樹林地の形態



斜面林：台地辺縁部などに立地する樹林帯であり、大宮周辺においては極相はシラカシ、スダジイなどの常緑樹が優占する暖温帯常緑広葉樹林である。現状では夏緑広葉二次林のクヌギコナラ群集、一般的に雑木林と呼ばれる林になっているところが多いが、放置されれば遷移により極相のシラカシ林となる。

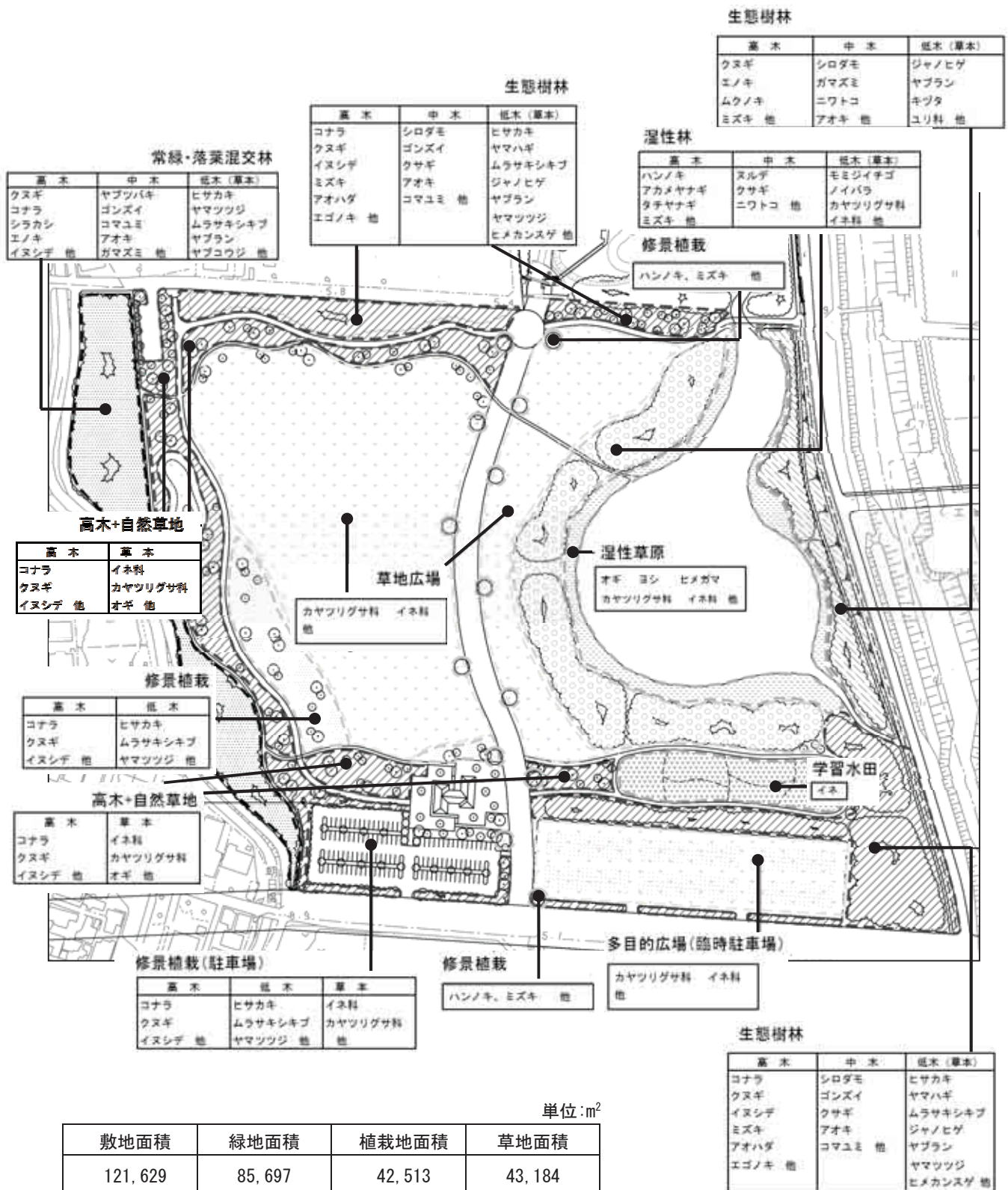


湿性林：土壌水分条件が過湿となった氾濫原等に立地する樹林であり、大宮周辺においてはハンノキ、アカメヤナギ等の木本植物と、セリ、ミゾソバ、カヤツリグサ科スゲ属などの草本植物により構成される。

出典：「見沼田圃保全・活用・創造検討調査」（平成 11 年、埼玉県）

表 2.6-2 植栽本数及び植栽候補種

●植栽本数			
高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	草本 (m ²)
4,260	4,260	8,520	43,184
●植栽候補樹種			
高木	中木	低木	草本
アオハダ アカメヤナギ イヌシデ エゴノキ オニグルミ カワヤナギ クヌギ コナラ シラカシ タチヤナギ ハンノキ ミズキ ムクノキ 等	アオキ アカメガシワ イヌコリヤナギ イボタノキ ガマズミ カマツカ クサギ ゴマギ コマユミ ゴンズイ シロダモ ニワトコ ヌルデ ヤブツバキ 等	ノイバラ ヒサカキ ムラサキシキブ モミジイチゴ ヤマツツジ ヤマハギ 等	イネ科 オギ カヤツリグサ科 キツタ ジャノヒゲ ツボスミレ ヒメガマ ヒメカンスゲ ミゾソバ ヤブコウジ ヤブラン ユリ科 ヨシ 等



単位:m²

敷地面積	緑地面積	植栽地面積	草地面積
121,629	85,697	42,513	43,184

植栽地面積：生態樹林、常緑・落葉混交林、湿性林、修景植栽
 草地面積：草地広場、多目的広場(臨時駐車場)、
 湿性草原(学習水田(3,072)を含む)

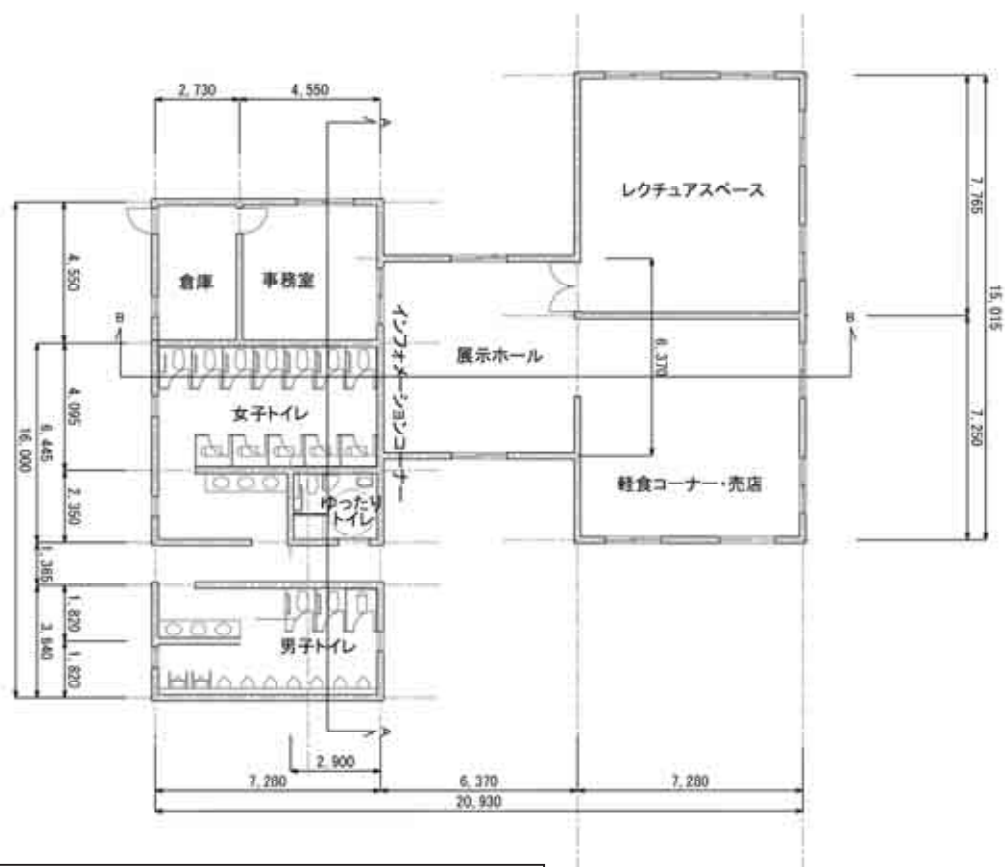
図 2.6-5 植栽計画図

2.6.5 建築施設計画

基本計画地区での建築施設の考え方は以下のとおりである。

また、本事業の建築施設計画図は図 2.6-6 に示すとおりである。

- ① (仮称)セントラルパーク基本計画地区の利用と管理の中心としてビジターセンターを設ける。
- ② ビジターセンターが環境共生のセンター機能も発揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。
- ③ 水と緑のネットワーク形成に寄与するために、環境共生型の建築施設とする。
- ④ 災害時には広域防災拠点機能を補完する場として活用する。



ビジターセンター(メイン)建築面積 : 314m²

・各室の面積

男子トイレ	26m ²	事務所	21m ²
女子トイレ	40m ²	倉庫	12m ²
ゆったりトイレ	7m ²	軽食コーナー・売店	53m ²
レクチュアスペース	57m ²	展示ホール	41m ²
		合計	257m ²

図 2.6-6 建築施設計画図(ビジターセンター(メイン))

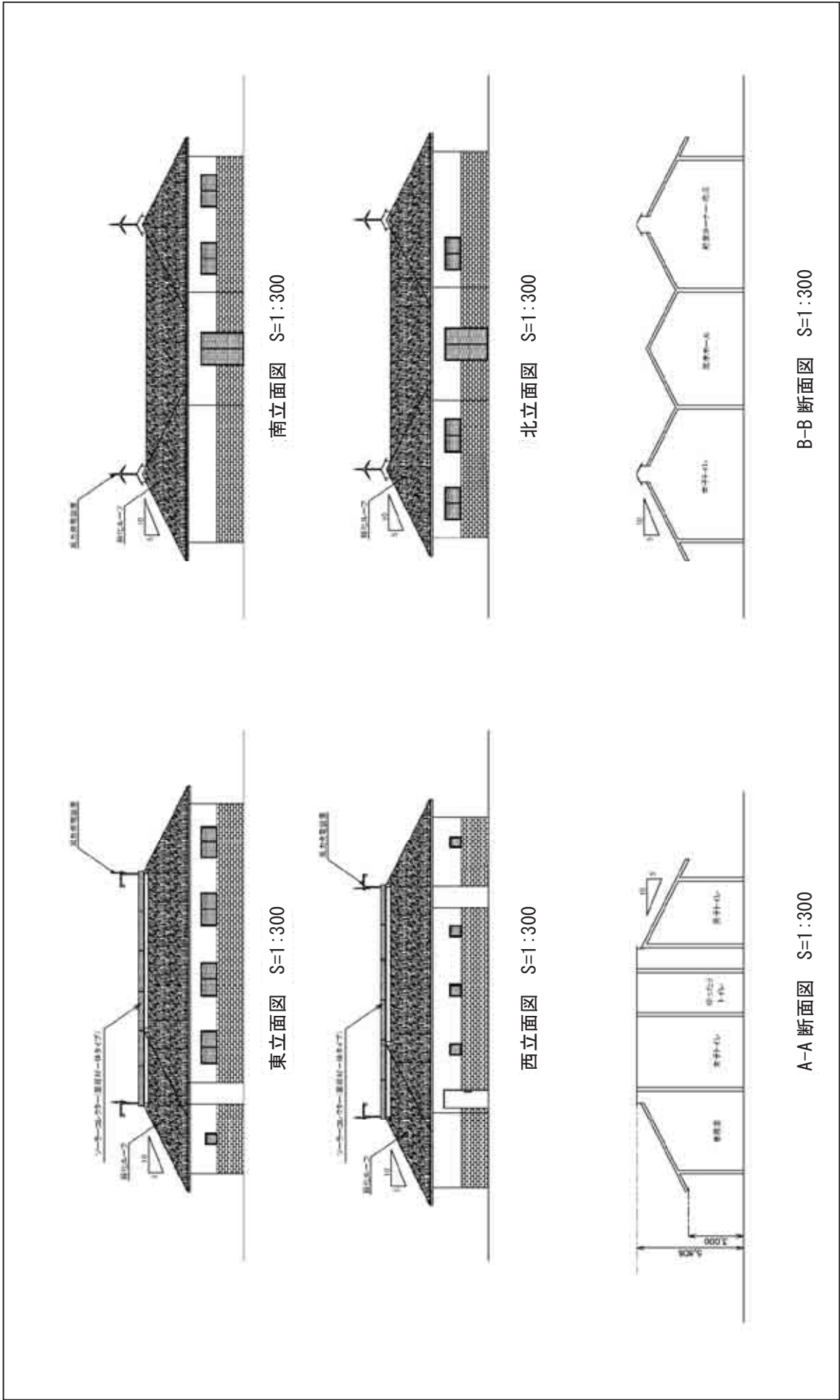


图 2.6-7 建筑设施立面图·断面图

2.6.6 工事計画

1) 造成工事

事業実施区域は、計画地盤高や見沼の池の深度を確保する造成工事を行う。見沼の池は下流側から造成し、早期に仮設調整池や沈砂池としての機能を持たせる。使用する主な建設機械は油圧ショベル、ブルドーザ等である。

2) 地盤改良工事

公園内や建築物の安定性を保つために事業実施区域内の地盤改良工事を行う。改良工法は軟弱地盤の層厚により異なるため、現時点では未定である。使用する主な建設機械は油圧ショベル、クローラクレーン等である。

3) 建築工事

建築物としてビジターセンターを設置するための基礎を築造する。基礎の形式は現時点では未定である。また、地上部の鉄筋工事、コンクリート工事等を行う。使用する建設機械は油圧ショベル、クローラクレーン等である。

4) 交通計画

本事業の工事中における建設機械及び資材運搬等の車両の事業実施区域への主な走行ルートは、図 2.6-8 に示すように、事業実施区域南側から入退場するルートを計画している。

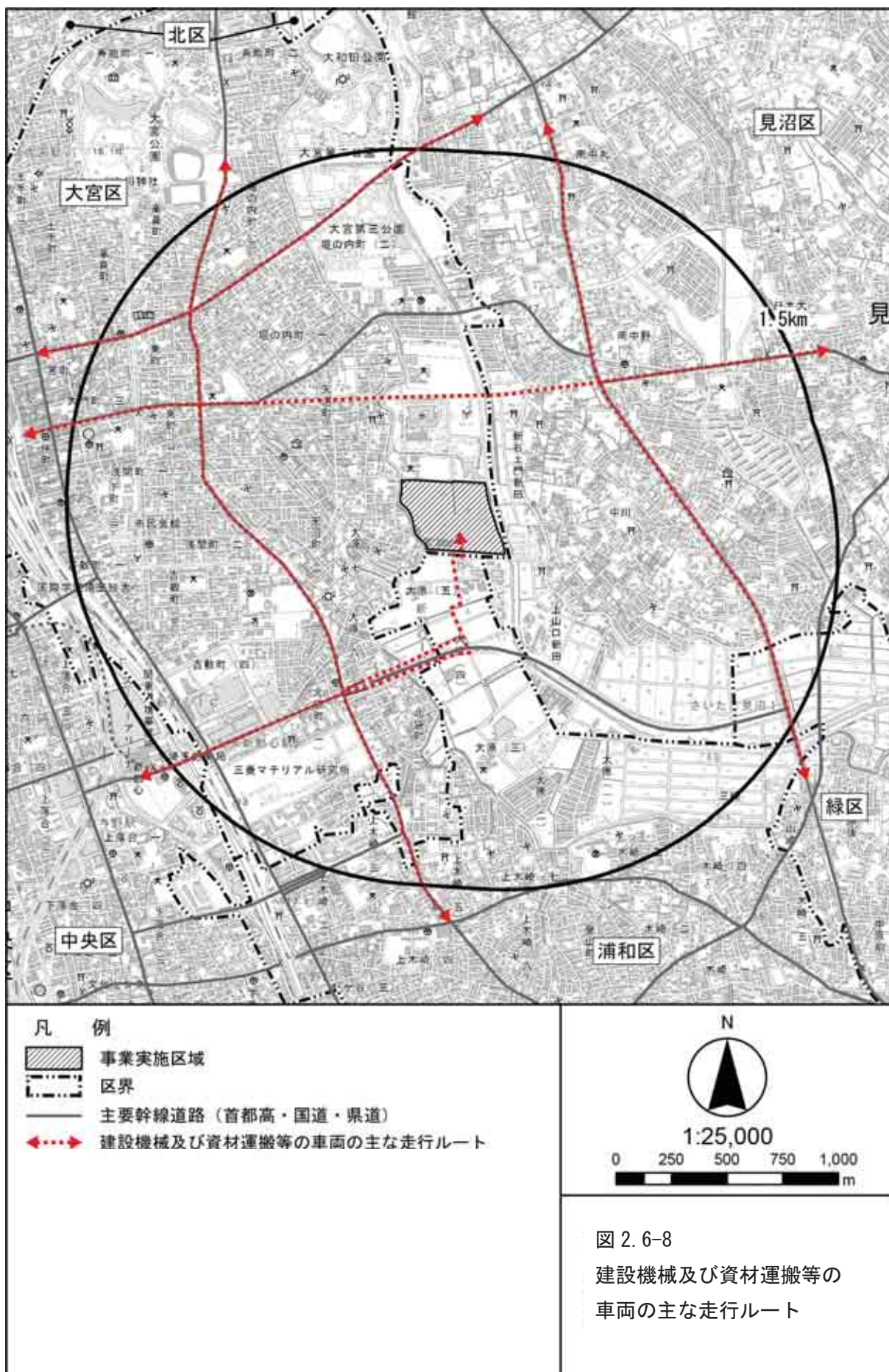


図 2.6-8
建設機械及び資材運搬等の
車両の主な走行ルート

2.6.7 防災計画

事業実施区域における防災計画は、表 2.6-3、図 2.6-9 に示すとおりである。

事業実施区域は、広域的な防災拠点としての機能を有する計画としている。

表 2.6-3 防災拠点としての機能

場所	項目	広域防災拠点機能
パークプロムナード	緊急用の園路	大型緊急車両 2 台と避難者が同時に通行可能となる園路幅 (12m)。
交流広場と駐車場 (先行整備地区)	救援復旧部隊の車両駐車場兼宿泊用広場	一部隊 (約 4,000m ² 分) を交流広場で宿泊利用可能、駐車場は約 100 台 (約 3,000m ²) まで受入可能。
交流広場 (次期整備地区)	救援復旧部隊の大型車両用駐車場兼広場	3.6ha の平坦地 (普通科連隊 2ha 以上 (うち大型車両置場各 1ha)) を確保し、一連隊での駐屯が可能。
駐車場と多目的広場 (次期整備地区)	緊急物資の供給基地	緊急時の駐車場を増設 (多目的広場) することで、幹線道路に近い供給基地 (約 1.0ha) として利用可能。

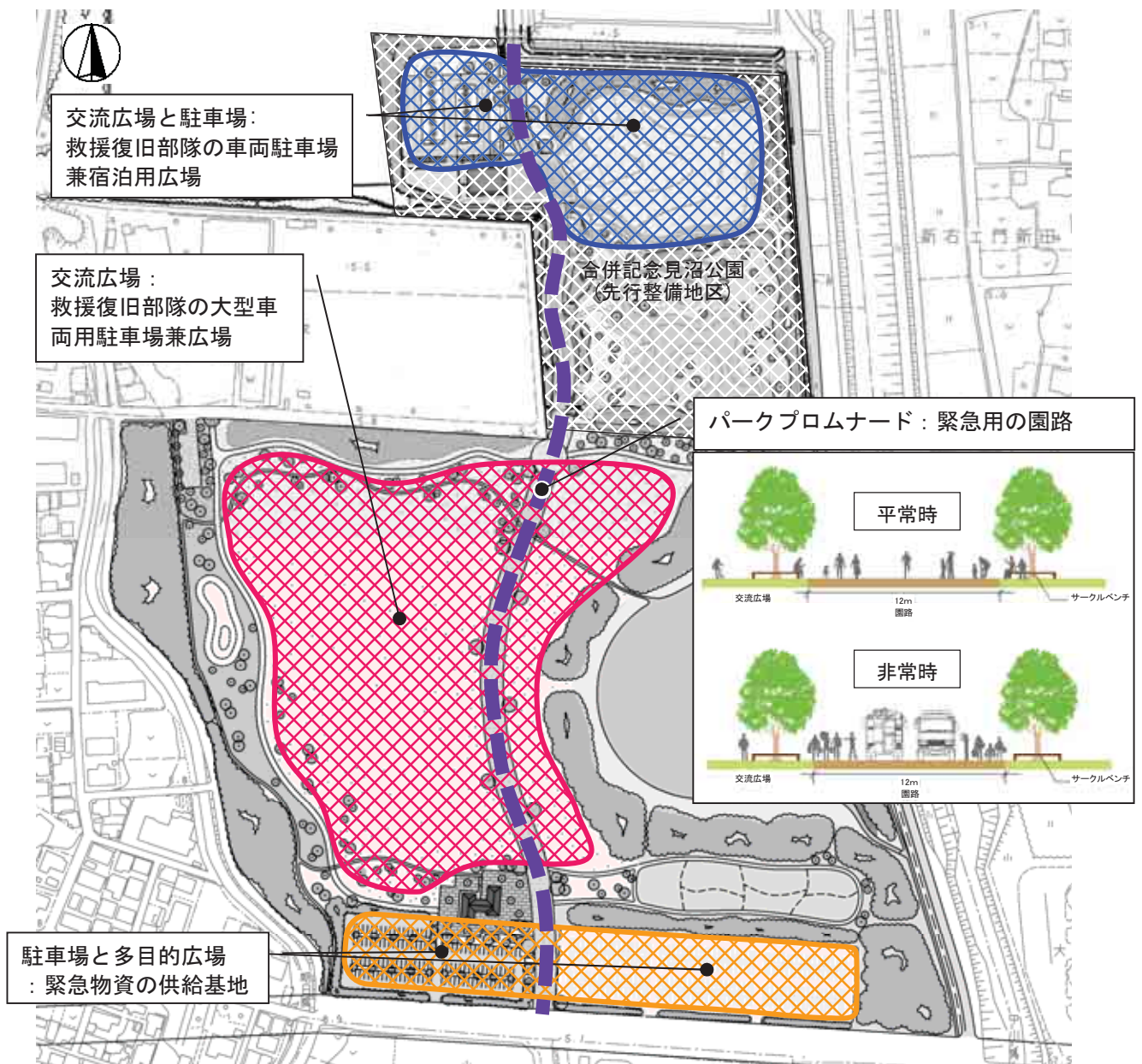


図 2.6-9 防災拠点としての機能

2.6.8 管理運営計画

1) 管理運営計画

平成 19 年 11 月に開設した先行整備地区の合併記念見沼公園では、セントラルパーク市民協働会議を設置し、市民との協働による公園の管理運営を積極的に行っている。セントラルパーク市民協働会議とは、地域団体、市民団体、生態系保護団体及び行政等で組織され、見沼田圃と市民をつなぐ諸施策及び公園の運営管理を実現させるため、市民と行政が対等な立場で協議・活動ができるよう設置したものである。

今後、先行整備地区での市民協働の協議・活動の成果を検証しながら、基本計画地区の管理運営について、市民協働による管理・運営を具現化していく予定である。

2) 交通計画

供用時における自動車交通の発生箇所(公園利用者、公園管理者の車両(以下「関係車両」という。))の主な走行ルート)は、図 2.6-10 に示すように、周辺道路を経て、事業実施区域南側に計画されている駐車場へのアクセスが想定される。

3) 緑地管理

平常時の緑地管理には農薬を使用しない。なお、植栽木に害虫被害等が発生した場合においては、害虫駆除を目的として農薬を使用する。

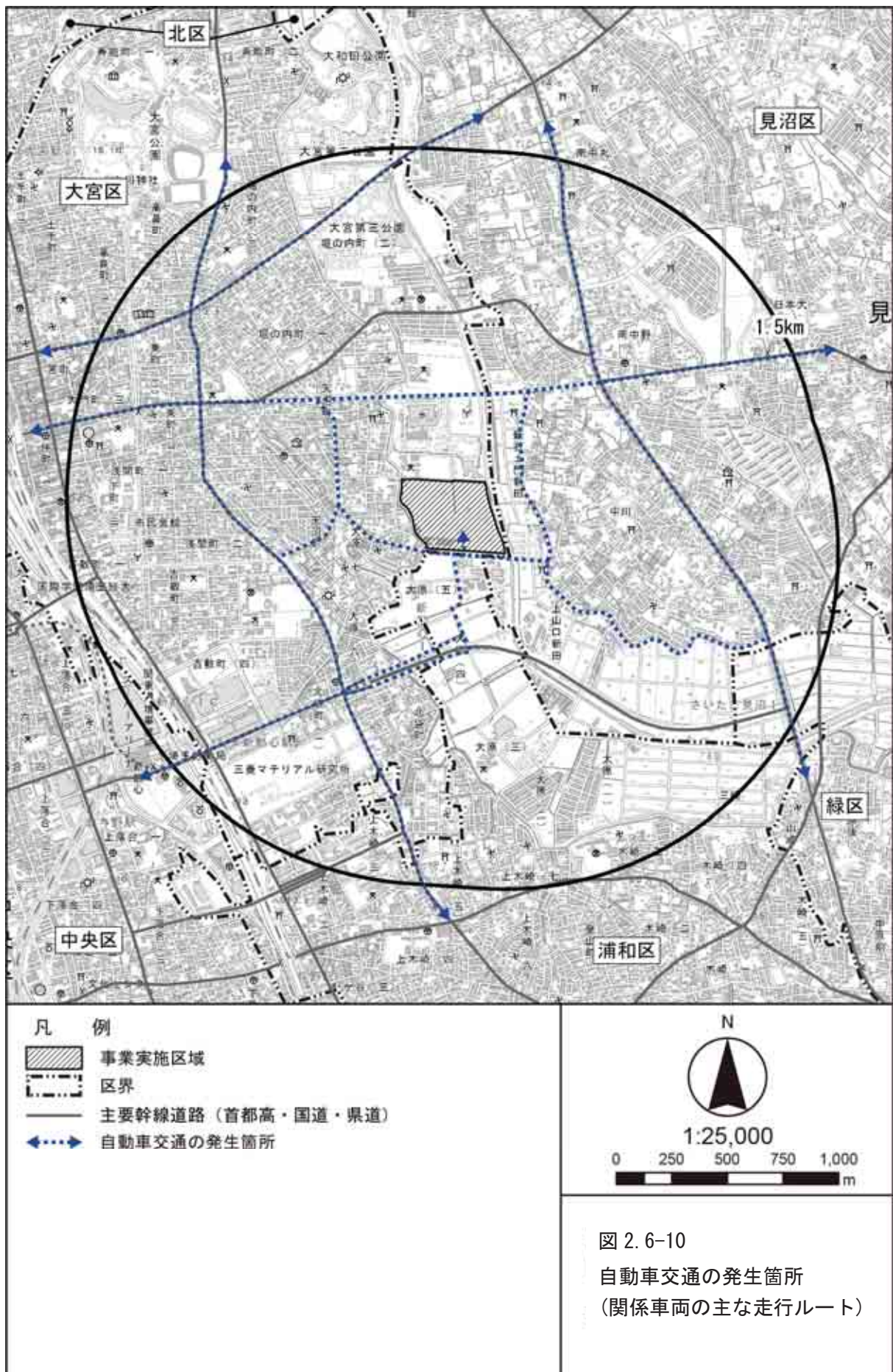


図 2.6-10
自動車交通の発生箇所
(関係車両の主な走行ルート)

